

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 6 月 12 日

更新日：令和 6 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒 8 8 9 - 3 5 3 1 ）^{ミヤザケンク シマシオオアザナ ル}宮崎県串間市大字奈留5237-1

名称（フリガナ）：^{ミヤザケンノウギョウキョウドウクミアイ}宮崎県農業協同組合 ^{ク シマシオオツカ チ ク ホンブ}串間市大東地区本部

代表者（管理人）の氏名：地区本部長 渡邊 博康

ウェブサイトのアドレス：<https://miyazaki.mz-ja.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（さつまいも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ヤマダイかんしょ、○かんしょ（やまだいかんしょ）、Yamadai Kansho

※ ○には別紙のマークがはいる

4 明細書の変更

宮崎県農業協同組合（以下 JA みやざき串間市大東地区本部という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種及び栽培の方法の確認

JA みやざき串間市大東地区本部は生産者に栽培日誌（様式は別紙「かんしょ栽培日誌」のとおり）の記録を義務付け、出荷前までに提出させる。その記載内容から、品種及び栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。また、JA みやざき串間市大東地区本部は、年 1 回、生産者に対する現地調査を実施し、品種及び栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。なお、品種及び栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、JA みやざき串間市大東地区本部は、臨時に、現地調査を実施する。

（2）出荷規格・最終製品の確認

各生産者で選果を行った「ヤマダイかんしょ」は、JA みやざき串間市大東地区本部の職員が、出荷規格の遵守状況及び最終製品の状況を全量目視で確認する。

また、JA みやざき串間市大東地区本部は、年に 1 回以上、座談会の機会を利用し、全生産者に対し、明細書に記載された栽培方法や出荷規格について周知徹底を図る。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

JA みやざき串間市大東地区本部は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、JA みやざき串間市大東地区本部は、当該生産者の生産したさつまいもの出荷停止等の措置を行うこともできるものとする。

(2) 出荷規格について

JA みやざき串間市大東地区本部は、出荷規格を満たさないさつまいもについては、「ヤマダイかんしょ」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) JA みやざき串間市大東地区本部は、前記 5 (2) の確認の際に（出荷の際に）、生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているさつまいもについてのみ、地理的表示である「ヤマダイかんしょ」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「ヤマダイかんしょ」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用のダンボール箱）についても確認する。JA みやざき串間市大東地区本部は、年に 1 回以上、座談会の機会を利用し、全生産者に対し、地理的表示等の使用のルールについて周知徹底を図る。

(2) JA みやざき串間市大東地区本部は、(1) の確認の際、あわせて以下のさつまいもがあるか否かを確認する。①生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないさつ

まいもであるにもかかわらず、地理的表示である「ヤマダイかんしょ」及び登録標章が使用されているさつまいも

②地理的表示である「ヤマダイかんしょ」のみが使用されているさつまいも

③登録標章のみが使用されているさつまいも

④地理的表示である「ヤマダイかんしょ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているさつまいも

8 地理的表示等の使用の指導

JA みやざき串間市大東地区本部は、前記 7 の (2) の確認の際に（出荷の際に）、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、JA みやざき串間市大東地区本部は、当該生産者について出荷停止等の措置を行うこともできるものとする。

①生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないさつまいもであるにもかかわらず、地理的表示である「ヤマダイかんしょ」及び登録標章を使用している場合

②地理的表示である「ヤマダイかんしょ」のみを使用している場合

③登録標章のみを使用している場合

④地理的表示である「ヤマダイかんしょ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章を使用している場合

9 実績報告書の作成等

JA みやざき串間市大東地区本部は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後3か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
JA みやざき串間市大東地区本部が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

JA みやざき串間市大東地区本部は、前記9により作成提出した資料に加えて以下の書類を、JA みやざき串間市大東地区本部の事務所（宮崎県串間市大字奈留 5237-1）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

・JA みやざき串間市大東地区本部の構成員である生産者が作成し JA みやざき串間市大東地区本部に提出させたかんしょ栽培日誌

11 連絡先

住所又は居所：宮崎県串間市大字奈留5237-1
宛名：宮崎県農業協同組合 串間市大東地区本部
担当者の氏名及び役職：営農指導係 野辺 智大
電話番号：0987-74-1101
ファックス番号：0987-74-1072
電子メールアドレス：to-nobe@yamadai.mz-ja.or.jp